

e o光ベーシックルーターレンタル規約

株式会社ケイ・オプティコム

平成 21 年 12 月 1 日制定

(本規約の適用)

第1条 本規約は、株式会社ケイ・オプティコム（以下「当社」といいます。）が提供する光ファイバーインターネット接続サービス（以下「e o光ネット」といいます。）を利用することを目的として、当社よりe o光ベーシックルーターのレンタルを受ける者（以下「契約者」といいます。）に適用されるものとしします。

2 契約者は、本規約を誠実に遵守するものとしします。

(本規約の範囲、変更および通知)

第2条 本規約は、契約者と当社との間のレンタル契約（e o光ベーシックルーターのレンタルサービスに係る契約をいいます。以下同じとしします。）に関する一切の關係に適用しします。

2 当社がレンタル契約の円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に対し通知（当社ホームページでの掲載を含みます。以下同じとしします。）する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとしします。

3 当社は、本規約を契約者の承諾を得ることなく必要に応じて変更することがあります。本規約を変更した場合、当社はホームページなどにて、契約者に通知しします。本規約の変更は、契約者に通知された時点で効力が生じるものとし、それ以前の規約はその時点で効力を失います。

4 当社から契約者への通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、ホームページなどに掲載するほか、登録された電子メールまたはその他当社が適当と認める方法により行われるものとしします。

(レンタル契約の単位)

第3条 当社は、e o光ネット1回線ごとに1のレンタル契約を締結しします。

(利用申込をすることができる者の条件)

第4条 本サービスの利用申込をすることができる者は、当社が別に定めるe o光ネットの契約者に限りしします。

2 前項の規定にかかわらず、当社が別に定めるルーターのレンタルサービスなどの利用申込または利用をしていないe o光ネットの契約者に限りしします。

(注) 当社が別に定めるe o光ネットとは、光ファイバーアクセスサービス契約約款で規定される電気通信サービス（プラン1（e o光ネット【ホームタイプ】）およびプラン5（e o光ネット【マンションタイプ】））に限りしします。）またはe o光ネット【マンションタイプ】会員規約または

e o光【マンションタイプ】所属会員規約で規定されるe o光ネット【マンションタイプ】サービス（グローバルIPアドレスを付与するものに限り。）とします。

(注2) 当社が別に定めるルーターのレンタルサービスなどは、e o光無線ルーターレンタル規約で規定されるe o光無線ルーターのレンタルサービスとします。なお、ファミリーパック利用規約で規定されるファミリーパックにてパックで提供されるe o光無線ルーターも含まれるものとします。

(利用申込の方法)

第5条 本サービスを利用する場合は、当社所定の方法により利用申込を行っていただきます。

(利用申込の承諾)

第6条 当社は、前条（利用申込の方法）による利用申込に対し、当社が承諾し、その旨を通知した時点でレンタル契約が成立するものとします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の項目に該当する場合は、利用申込を承諾しない場合があります。

- (1) 申込内容に虚偽、誤記または記入漏れがあったとき。
- (2) 第4条（利用申込をすることができる者の条件）に規定する条件に満たさないとき。
- (3) その他、当社が不適切と判断したとき。

(レンタル契約の解除)

第7条 レンタル契約の解除を希望する場合には、当社所定の手続きに従うものとします。

2 当社は、契約者からe o光ベーシックルーターの返還を受けた時点でもってレンタル契約を解除するものとします。

(当社が行うレンタル契約の解除)

第8条 当社は、以下の各号に該当する場合には、そのレンタル契約を解除することがあります。

- (1) 事務手数料その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わなかった場合。
- (2) 契約者が、本規約の内容または趣旨に違反した場合。
- (3) 契約者が、第5条（利用申込の方法）に規定する利用申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
- (4) 契約者が、e o光ネットの利用契約を解除された場合。
- (5) その他、契約者として不適切と当社が判断した場合。

2 当社は、前項の規定によりレンタル契約を解除しようとする場合は、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(レンタル料金)

第9条 e o光ベーシックルーターの貸与に係るレンタル料金は、無償とします。

(手続きに関する料金の支払い義務)

第10条 契約者は、e o光ベーシックルーターのレンタル契約の申し込みをし、その承諾を受けたときは、料金表1. 事務手数料(事務手数料)に規定する料金を支払うものとします。

ただし、当社は、料金表の規定にかかわらず、事務処理の態様などを勘案して、手続きに関する料金の適用を除外し、またはその額を減額して適用することがあります。

2 e o光ベーシックルーター引き渡し後の契約者の責めによる事由に基づいて、e o光ベーシックルーターを滅失または毀損した場合で、e o光ベーシックルーターの利用を継続して希望する場合には、当社が別途指定する手続きに従って届け出るものとします。この場合、新たなe o光ベーシックルーターの手続きに関する料金として料金表1. 事務手数料(変更事務手数料)に規定する料金を支払うものとします。

(e o光ベーシックルーターの引き渡し)

第11条 e o光ベーシックルーターの引き渡しについては、当社が指定する宅配業者などにより無償で行うものとします。

(e o光ベーシックルーターの取り替え)

第12条 e o光ベーシックルーター引き渡し後の契約者の責めに帰さない理由に基づいて、e o光ベーシックルーターが正常に作動しなくなった場合、当社は、e o光ベーシックルーターを修理または取り替えるものとします。

2 前項のe o光ベーシックルーターの修理または取り替えに過大の費用または時間を要する場合には、当社は契約者に通知のうえ、レンタル契約を解除できるものとします。

(e o光ベーシックルーターの使用・保管など)

第13条 e o光ベーシックルーターの所有権は当社に属し、契約者は、e o光ベーシックルーターを善良な管理者の注意をもって使用、保管するものとします。

2 契約者は、e o光ベーシックルーターの使用、保管に必要な通信機器などの準備およびセキュリティに関する設定は自己の負担と責任でもって行っていただきます。

(著作権など)

第14条 e o光ベーシックルーターの使用において当社が契約者に提供する一切の物品(本規約、インターフェイス条件資料、各種ソフトウェア、取扱いマニュアルなどを含みます。)に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウなどの一切の知的所有権は、当社または当社が指定する者に帰属するものとします。

(禁止行為)

第 15 条 契約者は、e o 光ベーシックルーターの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) e o 光ベーシックルーターを保管（設置）場所から移動し、または持ち出しすること。
- (2) e o 光ベーシックルーターを第三者に譲渡し、転貸し、または改造すること。
- (3) e o 光ベーシックルーターに貼付された当社の所有権の表示などを除去し、または汚損すること。
- (4) e o 光ベーシックルーターについて質権および譲渡担保権、その他当社の所有権の行為を制限する一切の権利を設定すること。

(注) 本条第 2 号に規定する第三者への譲渡については、光ファイバーアクセスサービス契約約款および e o 光ネット【マンションタイプ】利用規約で規定される利用権の譲渡に準じて取り扱います。

(ソフトウェアの複製などの禁止)

第 16 条 契約者は、e o 光ベーシックルーターの全部または一部を構成するソフトウェア製品に関し、次の行為を禁止します。

- (1) 有償、無償を問わず、ソフトウェアを第三者に譲渡し、または第三者のために再使用权を設定すること。
- (2) ソフトウェアを e o 光ベーシックルーター以外のものに利用すること。
- (3) ソフトウェアを複製すること。
- (4) ソフトウェアを変更または改作すること。

(e o 光ベーシックルーターの滅失・毀損)

第 17 条 契約者の責めによる事由に基づき e o 光ベーシックルーターを滅失、または毀損（所有権の侵害を含みます。）した場合は、契約者は当社に対して、料金表 2.（修復・補填費用）に定める費用を支払うものとします。ただし、当社の責めによる事由の場合は、この限りではありません。

(e o 光ベーシックルーターの返還)

第 18 条 第 7 条（レンタル契約の解除）、または第 8 条（当社が行うレンタル契約の解除）などの規定するレンタル契約の解除などその他の理由によりレンタル契約が終了した場合は、契約者は当社が別途指定する方法に基づき、直ちに e o 光ベーシックルーターを当社に返還するものとします。なお、契約者が e o 光ベーシックルーターを当社に返還する際に契約者の私物（以下「契約者私物」といいます。）が同梱されていた場合であって、当社に契約者私物が届いてから 1 カ月以内に契約者から契約者私物の返却を求める通知がないときには、当社は契約者私物を廃棄でき

るものとします。(ただし、契約者私物の返却を求める通知があった場合でも、返却の求めに応じられない場合があります。)

2 e o光ベーシックルーターの返還費用は、契約者自身で負担するものとします。

3 契約者が第1項の返還義務の履行を怠った場合には、契約者は当社に対し、料金表2.(修復・補填費用)に定める費用を支払うものとします。

(免責事項)

第19条 当社は、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害などのあらゆる損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。

2 当社は、本規約に明示的に定める場合の他、契約者に対して一切の損害賠償責任およびレンタル料金などの減額・返還の義務を負わないものとします。

(分離性)

第20条 本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

(準拠法)

第21条 本規約の成立、効力、解釈および履行は日本国法に準拠するものとします。

(特約条項)

第22条 契約者は、レンタル契約について別途書面などにより特約した場合は、その特約はレンタル契約と一体となり、レンタル契約を補完および修正することに同意するものとします。

(紛争の解決)

第23条 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議などが生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する紛争は大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

料 金 表

1. 事務手数料

区 分	単 位	料金額	
契約事務手数料	1のレンタル契約ごとに	タイプ1	3,000円 (税込額 3,240円)
		タイプ2	3,000円 (税込額 3,240円)
変更事務手数料	1のレンタル契約ごとに	タイプ1	3,000円 (税込額 3,240円)
		タイプ2	3,000円 (税込額 3,240円)

(注1) タイプ1の利用は、e o光ネットの契約が100Mコースまたは100Mライトコースの場合とします。

タイプ2の利用は、e o光ネットの契約が1ギガコースの場合とします。

2. 修復・補填費用

区 分	利用年数	料金額
タイプ1にかかるもの	1年目	1,394円 (税込額 1,505円)
	2年目	1,084円 (税込額 1,170円)
	3年目	775円 (税込額 837円)
タイプ2にかかるもの	1年目	3,739円 (税込額 4,038円)
	2年目	2,908円 (税込額 3,140円)
	3年目	2,077円 (税込額 2,243円)
	4年目	1,247円 (税込額 1,346円)

(注1) 本表に規定する利用年数は、当該e oベーシックルーターの提供を開始した日（当社が工事によりe oベーシックルーターの設置を行なった場合はその設置日とし、また、当社が発送によりe oベーシックルーターの引き渡しを行なった場合は、当社がe oベーシックルーターを発送した日の10日後の日とします。）の属する月から起算します。

附 則

(実施期日)

この利用規約は、平成 21 年 12 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 10 月 1 日から実施します。

(e o 光ベーシックルーターレンタル規約の名称変更)

2 この改正規定実施の日において、e o 光ベーシックルーターレンタル規約は e o 光ベーシックルーターレンタル規約に変更します。

(e o 光ベーシックルーターのレンタルサービスに関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の e o 光ベーシックルーターレンタル規約の規定により締結している e o 光ベーシックルーターのレンタルサービスに係る利用契約は、この改正規定実施の日において、改正後のこの規約の規定により当社が締結した e o 光ベーシックルーターのレンタルサービスに係る利用契約とみなします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 12 月 22 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 26 年 2 月 1 日から実施します。

2 平成 26 年 2 月 1 日から e o 光ベーシックルーターの新規申込の受付は行いません。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 8 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。